

Ⅱ．＜研究ノート＞

1．スポーツと公園

—渋谷・宮下公園における反ナイキ運動—

鬼丸 正明

「（デモで社会が変えられるのかというような質問に対して）私はこう答えます。もちろんデモで社会を変えることはできる。確実にできます。なぜならデモをすることで、デモをする社会を作れるからです。……デモは主権者である国民にとっての権利です。デモができないなら、国民は主権者ではない！」（柄谷行人「9.11 新宿 原発やめるデモ!!!!」街頭集会における演説。2011 年 9 月）

0．はじめに

2010 年 6 月の内閣府の「『新しい公共』宣言」発表、同年 8 月の文部科学省の「スポーツ立国戦略」策定、そして 2011 年 6 月の「スポーツ基本法」公布と、スポーツのシステムと環境は大きく変わり、これらの政策に関する議論が続けられている（例えば（日本スポーツ法学会、2011 年）、（菊幸一、2011 年）、（森川貞夫、2011 年）、（青沼裕之、2011 年））。これらの議論と筆者の続けてきた公共圏論が重なりあうことは明らかであり、公共圏論も日本と世界の変化に対応した変化が求められている。

但し様々な論者が指摘しているように、歴史的にみても、公共圏にとって問題なのは「公式の公共圏がかなりの部分の人びとの排除にもとづいており、実際にその排除が重要な構成要素をなしていたことである。」（フレイザー、1999 年、123 頁）我々は公共圏の政治的重要性を十分認めたいうえで、これから構想され形成されるスポーツ公共圏とスポーツシステムから誰が排除されるのか注意深く見ていく必要がある。

我々が先にみたように（鬼丸正明、1999 年）、佐藤は、公式の「市民的公共圏」から排除された労働者が「街頭公共圏」を形成していったことを指摘していた（佐藤卓己、1996 年）。この街頭公共圏という概念は排除された人びとの形成する公共圏を見るうえで重要である。

われわれは日本の街頭公共圏の一例として、渋谷区宮下公園の「ナイキ化計画」とそれに対する反対運動に着目し、本稿でその経緯を追ってみたい。

I．宮下公園「ナイキ化計画」の経緯

宮下公園とは東京都渋谷区にある 10,808 m²の都市公園であり、1948 年に開設され、1966 年の改修ののち、2011 年 4 月にリニューアルオープンした。宮下公園「ナイキ化計画」とはこのリニューアルのために公園の改修を目的として立てられた計画のことであるが、この過程で公園で生活していた野宿者とその支援者の排除が行われ、これに対する反対運動が起こった。以下、その計画の経緯を反対派の団体（「みんなの宮下公園をナイキ化計画から守る会」）の HP、とりわけ同団体が関わる国家賠償請求の訴状を参考にして述べる。

◇ 経緯

1．2008 年 2 月 6 日、ナイキジャパンは、宮下公園に関する提案を渋谷区公園課に提出した。その内容は、宮下公園内にバスケットボールコート、スケートパーク、フットサルコート、クライミングウォールの各施設を設置してスポーツパークと

し、渋谷区とナイキとの「ジョイントプロジェクトであることを象徴するような名称」をつけること、野外看板をナイキが利用すること、コミュニティスペースの2階部分はナイキジャパンの専有とし、他者の実施するイベントに対する内容の事前確認と承認・否認の権利を持つことなどを提案するもので、対価としては10年間で1億7000万円が示された。

同月12日、株式会社Fidoが、同様に宮下公園に関する提案を公園課に提出した。同社の提案した対価は10年間で3億1500万であった。

3月7日、宮下公園施設ネーミングライツ選定委員会にて「ナイキジャパンをネーミングライツ事業者に選定することが適当」との結論が出された。

2. 2008年5月、渋谷区のみこみ紙『ジャストタイムズ渋谷』が「宮下公園がナイキ公園に」という記事を掲載した。この記事によって一般市民は「ナイキ化」計画についてはじめて知ることとなった。

3. 2009年6月、渋谷区長が、区議会で、宮下公園のナイキ化について初めて言及。同月の渋谷区都市環境委員会で整備計画の内容が初めて示されたが、ここまで区議会では、計画について一切議決はなされていない。

4. 8月、区とナイキジャパンが「渋谷区立宮下公園ネーミングライツ基本協定書」を締結。9月、渋谷区報『しぶや区ニュース』で「宮下公園が新しくなります」と告知され、工事期間が同月から翌2010年4月まで、同月5月オープン予定と報じられた。

5. 2010年3月、渋谷区公園課は、宮下公園出入口に「通り抜けできません」と表示。同月24日、ナイキジャパン主催の宮下公園整備工事説明会が行われたが、渋谷区と施行者である東急建設株式会社のみが参加し、ナイキジャパンは出席しなかった。3月31日、渋谷区議会で「宮下公園運動施設管理条例」が可決される。同条例は、ナイキ化後の宮下公園の開園時間、使用条件、使用料

などを定めたものである。

6. 8月31日、渋谷区長は、反対派に対して、都市公園法に基づく除却勧告を行う。9月15日宮下公園に、区が工事資材を搬入し、野宿者を強制排除し、宮下公園の全ての出入り口をフェンスで封鎖。9月16日、渋谷区長は反対派に対して都市公園法に基づく除去命令を行う。9月18日、渋谷区長は、反対派に対して、行政代執行法に基づく戒告を行い、同21日行政代執行実施の公告を行う。9月25日、区により行政代執行開始が宣言され、撤去が行われ、反対派も強制排除される。

7. 10月14日、ナイキジャパンは「『宮下公園』の名称はこれまで通り『渋谷区立宮下公園』となります」と発表し、ネーミングライツ放棄と報じられた。

8. 2011年4月15日、区はHPで「平成23年4月30日（土）、宮下公園が運動施設を新設してリニューアルオープンします」と報じる。4月30日、リニューアルオープン。クライミングウォール、スケートボード場が新設、フットサルコート2面が改修された。開園時間は午前8時半から午後10時半まで。それ以外は閉鎖されている。

Ⅱ. 「ナイキ化計画」に対する反対運動の展開と意義

反対派（主な団体として次の3つがある。「渋谷・野宿者の生存と生活をかちとる自由連合」（「のじれん」）は、野宿者の生存権と居住権の確立を求めて1998年4月に設立された団体。「みんなの宮下公園をナイキ化計画から守る会」（「守る会」）はナイキ化計画に反対して、2008年6月に結成された団体。「宮下公園アーティスト・イン・レジデンス」（「A.I.R.」）は、ナイキ化計画に反対し宮下公園に滞在して制作・表現行為を行うことを目的として、2010年3月に結成された団体）は「ナイキ化計画」の不当性を、何よりもまず、ナイキジャパンの選定過程が不透明で、議会の議決をへていない点に求めており、行政代執行に先立つ強制排除、公園封鎖、そして除去命令、

行政代執行についても法的手続きを無視した違法なものであると指摘する。

そして宮下公園ナイキ化計画は、第一に野宿者の居住権、生活権を破壊し、第二に公共空間としての公園における人々の表現活動を否定するものと批判して、多様な反対運動を展開する。

第一に、渋谷区、ナイキジャパンに対する抗議行動である。反対派は区に対する情報開示請求や会見申し入れ、質問書提出、陳情など法に則った手続きに従って、様々な行動を行っている。

第二に、メディアとりわけインターネットメディアを通じての宣伝活動である。反対派はナイキ化計画に反対する「共同声明」、行政代執行に対する「抗議声明」を出しているがそれを直ちにネットにあげており、反対運動の経緯を詳細に「守る会」などのHPで紹介している。また反ナイキの世界同時活動をHPで世界に呼び掛け、これらの活動がフランス「ル・モンド」、イギリスBBC、アメリカCNNなどの海外メディアで紹介されるきっかけを作っている。

また独立系メディア OurPlanet-TV はナイキ化計画に関するドキュメンタリーフィルム「宮下公園 TOKYO/SHIBUYA」（2010年、60分。）を制作しHPにあげている。このフィルムは計画の背景や運動の経緯を窺い知ることのできる有益なものである（第30回地方の時代映像祭（2010年）で優秀賞を受賞）。

第三は、デモ、集会、祭りなどの示威活動である。2008年8月23、24日には反対派主催の「夏まつり」が行われ、屋台、フリーマーケット、ワークショップ、映画上映、大阪長居公園関係者との「公園サミット」などの催し物が開かれた（この夏まつりは毎年行われている）。また2008年9月28日に最初のサウンドデモが行われ、手作り看板、仮装、人形、音の出るものなどをもったの参加が呼びかけられた。翌年6月まで5回のサウンドデモが行われている（この様子はYOU TUBEで見ることができる）。また渋谷区役所やナイキジャパン本社前での抗議集会やパフォーマンス、

そしてA.I.R.による。公園内の作品展示、パフォーマンスも数多く行われている。

そして2011年4月の宮下公園リニューアルオープンを前に、上記の反対派3団体と野宿者1名が渋谷区に対して国家賠償請求をおこし、東京地裁に提訴、以後法廷闘争が継続している。

Ⅲ. 宮下公園ナイキ化計画とスポーツ社会学

日本のスポーツ社会学者のなかで最初に宮下公園の反ナイキ運動に注目した一人が山本敦久である。

山本は、宮下公園ナイキ化計画を、オリンピックの正式種目候補として注目されるスケートボードやクライミングで新たな市場を作りたいナイキの狙いと公園から野宿者を排除したい渋谷区の思惑が一致して成立したものとみなし、それは「遊びや休息や気晴らしを意味するはずのスポーツが、遊びや休息や気晴らしのための空間を奪うという自己矛盾した構図」を生み、「ナイキによって、スポーツは公共性を破壊する道具として悪用されているのだ」と説く（山本敦久、2010年、80頁）。

そして反ナイキ運動の多様性に着目し、「とりわけ興味深いのは、インターネット上の番組を媒介にしながら、オンラインと集合的身体が一体となって反ナイキ運動の強力な武器になっているという点である」（山本敦久、2010年、84頁）と指摘し、インターネットメディアと集合的身体の結合は「マルチチュード」を生みだし、宮下公園の反ナイキ運動はネグリが唱える〈共（コモン）〉そのものだと述べて、「研究者、ジャーナリスト、コーチ、選手、ファンなど、スポーツに深く関わる者たちが宮下公園ナイキ化計画を阻止しようとする運動から学ぶことは多い」（山本敦久、2010年、85頁）と説く。山本のこの文章は（反対派がマルチチュードかどうかは筆者の判断を超えるものだが）反ナイキ運動のスポーツ社会学にとっての意義を訴えた点で先駆的で貴重なものである。

2012年のスポーツ社会学学会大会「研究委員会企画学生会員フォーラム」では「選別装置としての

スポーツ」と題して、宮下公園、大阪長居公園、墨田区錦糸公園、江東区豊川河川敷公園における、スポーツイベント、スポーツ施設の設置を契機とした野宿者排除の問題が報告され、その問題とスポーツ社会学にとっての意味が議論された。そしてスポーツ社会学と野宿生活者研究は共同しながら、スポーツにおける野宿者排除の問題を継続して議論していくことの必要性が提案されている（「日本スポーツ社会学会会報」第 55 号）。

反ナイキ運動に今日の社会運動に共通する特徴をみることができる。

安丸良夫は米軍のイラク侵攻に反対する集会に参加し、華やかな衣装を着た若者たちが太鼓を激しく打ち鳴らしながら「ええじゃないか」踊りを踊っているのを見たり、民族楽器風の楽器を打ち鳴らす人々と一緒に歩いた時の感想を次のように書いている。「私は千九百六十年六月一八日に行われた安保闘争の最後の日のデモに、京都から夜行列車で上京して参加したのだが、そのときと比べて今回の運動の規模はもとよりずっと小さい。しかし現代のこうした大衆運動には、若い人たちを中心に、あの時代とは異なった、ずっと多彩でゆたかな感受性が表現されているように思った。」（安丸良夫、2004 年、246 頁）

毛利嘉孝（「守る会」の抗議声明への賛同者の一人）は 1990 年以降の社会運動の特徴を「ストリートの思想」と呼ぶ。「ストリートの思想」とはメディアの提供する「おもしろさ」とは異なる対抗的な「おもしろさ」を追求する思想のことである。

毛利は近年の若者のデモが「サウンドカー、ダンスミュージック、打楽器や管楽器、派手なコスチューム、思い思いのプラカードや横断幕」（毛利嘉孝、2009 年、9 頁）という壮大なお祭りとなっていることに注目し、そこに従来の「左翼的なもの」を超えた「ストリートの思想」を見出す。そして毛利は宮下公園のナイキ化計画に着目し、ナイキは「ストリート感覚」を売り物にしてきた

企業だが、その「ストリート感覚」とは消費者向けにアレンジされた「不良の感性」という商品に過ぎず、そこには「生活者」という視点が欠けていると批判して、反対派の運動を「資本や市場に奪われつつある「ストリート」を、自分たちの「生」の場として取り返す試みのひとつ」（毛利嘉孝、2009 年、232 頁）と評価する。また毛利は「のじれん」に関わった湯浅誠や「A.I.R」に関わった小川てつおらを「ストリートの思想家」とみなしている。

佐藤が指摘したように、街頭公共圏の主要メディアは、政治的祝祭、行列、屋外集会である（佐藤卓己、1996 年、183 頁）。ストリートの思想に街頭公共圏の今日の特徴を見ることができる。しかし佐藤が指摘したようにドイツ社会民主党が労働者の公共圏として作り上げた街頭公共圏は、1920、30 年代にファシストに篡奪されファシスト的公共圏に転化する（佐藤卓己、1992 年）。市民的公共圏を理想化するのも誤りなら、街頭公共圏を理想化することも誤りだということも忘れてはならない。我々はそこに生じる可能性と危険性に常に注意すべきだと思う。

市井吉興・山下高行は日本におけるマルクス主義スポーツ研究は「実践的課題を常に意識して、国民のスポーツ文化の発展という方向で総合的に取り組まれていったという性格」をもつと正しく論じた（市井吉興・山下高行、2011 年、69 頁）。もしまだ日本のマルクス主義スポーツ研究に可能性があるとするならば、スポーツ権を中心とする公式の公共圏の実践的課題と同時に、そこから排除された街頭の実践にも注意する必要があるだろう。そして更に重要なのは、市民的公共圏であれ、街頭公共圏であれ全ての公共圏をつなぐことである。ハーバーマスは「一定の集団をもともと排除した公共圏は、不完全な公共圏であるだけでなく、そもそも公共圏ではないのである」（ハーバーマス、1994 年、116 頁）と述べた。この指摘は重要である。公共圏の中に持ち込まれる「排除」を検証する作業と同時に「万人に開かれた」公共圏と

言う規範を手放さずそれが実現できる道を理論的・実践的に探ることが重要なのである。

VI. まとめにかえて

1903 年、日本初の近代公園、日比谷公園が仮開園される。丸山宏は、片山潜・安部磯雄・堺利彦ら明治の社会主義者たちの多くが日比谷公園を評価し、そして「皆んなの共有」である社会主義の理念を説明する際に「公園」のイメージを利用していたことを指摘する。彼らはそれまでの日本になかった近代的欧米的理念である「公共性」、そして新たな社会のイメージとしての社会主義を「公園」という空間の中に見出したのである（丸山宏、1994 年）。

本稿では「宮下公園ナイキ化計画」及びそれに対する反対運動の一部を紹介するに留まった。しかも利用した資料は反対派のもので、推進派・市民に対する調査、インタビュー、フィールドワーク等の考察を経ず、きわめて限定的なものである。そして本来ならナイキの現状と反ナイキ運動の動向、渋谷区にみられる日本の都市政策・公園政策・貧困問題の現状、それとスポーツとの関わり、そしてより広くはそもそも近代公園とは何かを問い、日本の公園の歴史と現状を視野に入れて、公共空間としての公園の可能性を議論すべきであるが、今回は果たせなかった。今後の課題として残したい。

〈資料〉

共同声明

「宮下 NIKE パーク」の命名権契約と 改造工事の撤回を求める共同声明

2009 年 8 月 27 日、渋谷区長とナイキジャパン社長の間で区立宮下公園を「宮下 NIKE パーク」とする命名権売却の調印式が非公開で行われ、9 月 1 日には渋谷区報に完成予想図が掲載されました。工事期間は 9 月～2010 年 4 月とされ、十分な説

明がなされないまま、公園の作り替えが行われようとしています。私たちは、この計画に関して主に 4 つの理由から撤回を求めます。

（１）宮下公園の公共的な価値を奪う計画内容

今回の改造工事では公園内に新たに有料のスケートボード・ロッククライミングなどの施設を設け、公園名が「宮下 NIKE パーク」に変わります。すでにできているフットサルコートを含めると、公園の大部分をナイキ商品販促のための施設が占めることになり、実質的に利用者はスポーツ施設に関心のある人、つまりナイキジャパン社の潜在的顧客に限られます。本来、多面的な機能を持ち老若男女が消費せずに憩える「公」園の価値が奪われ、商売を優先する一企業の意のままに変質されてしまいます。

（２）民主主義的な手続きを無視したずさんなプロセス

この計画は単なる命名権契約の範囲を大きく逸脱し、公園の中身の改造にも踏み込んだものです。にもかかわらず、渋谷区政はこの 1 年間、基本プランの公開を行わず、市民からの意見の募集もせず、驚くべきことに区議会での議決すら経ずに区長と一部の議員のトップダウンで計画を実行に移しました。公募や競争入札が行われておらず、数ある企業の中からナイキジャパン社が選ばれた経緯についても情報の公開を拒んでいます。

（３）野宿を強いられる人々の追い出し

現在、宮下公園で野宿を強いられている約 30 名は、ナイキ化工事を理由に住まいを奪われようとしています。ナイキジャパン社・渋谷区とも、これらの問題について十分な説明や対応策を提示しておらず、当事者は不安を感じています。

昨年以降の世界的な経済危機のもと、仕事・住まいを失う人々が大量に生み出されており、東京都下の炊き出しには、前年を大きく越える数の人々が集まっています。行政窓口はこの事態に対応できていないにもかかわらず、都内各地で炊き出しをつぶし、同じ渋谷区では区役所駐車場で夜を過

ごす約 40 名を 10 月にも締め出す計画が進められています。このような状況のもとで宮下公園を含めた公共空間は、経済的・社会的な排除を受ける流動的貧困層の避難場所としての機能を実質的に果たしています。公園から野宿者を追い出すことは、直面する当事者の問題だけにとどまらず、仕事・住まいを失ったすべての人々の生命を著しく危険にさらす行為です。

(4) グローバリゼーションの典型としてのナイキ化計画

いま、ナイキジャパン社が宮下公園で行っているのは、公園の社会的、地域的、倫理的な次元を無視し、公共空間を、制限なく商品を販売するための場として意のままにすることです。規制緩和のなかで、議会での議論や情報公開などの正当な手続きが省略され、貧者の排除が強行されます。この、地球のすべての空間を市場原理に従わせ、あらゆる活動を市場と商品に変換しようという動きは、宮下公園だけでなく日本や世界各地で進行しています。一握りの多国籍企業による社会全体の再編であるグローバリゼーションの進行、このような動きに私たちは反対します。（「みんなの宮下公園をナイキ化計画から守る会」 HP より）

【参考文献】

- 青沼裕之 2011 「「スポーツ立国戦略」のねらいは何か」『たのしい体育・スポーツ』2011 年 9 月号。
- フレイザー、N. 1999 「公共圏の再考」クレイグ・キャルホーン編『ハーバマスと公共圏』（山本啓・新田滋訳）未来社（原典 1992 年）。
- ハーバーマス、J. 1994 『公共性の構造転換 第 2 版』（細谷貞雄・山田正行訳）未来社（原典初版 1962 年）。
- 市井吉興・山下高行 2011 「マルクス主義的スポーツ研究の課題と展望」『スポーツ社会学研究』第 19 巻第 1 号。
- 菊幸一 2011 「スポーツの公共性」菊幸一ほか編『スポーツ政策論』成文堂。

丸山宏 1994 『近代日本公園史の研究』思文閣出版。

「みんなの宮下公園をナイキ化計画から守る会」

<http://minnnanokouenn.blogspot.com/>

「宮下公園アーティスト・イン・レジデンス」

<http://airmitashitapark.info>

毛利嘉孝 2009 『ストリート思想』日本放送出版協会。

森川貞夫 2011 「スポーツにおける「新しい公共」」『スポーツ社会学研究』第 19 巻第 2 号。

日本スポーツ法学会編 『詳解スポーツ基本法』成文堂。

鬼丸正明 1999 「メディアスポーツ論と公共圏論」『現代スポーツ研究』第 4 号。

「OurPlanet-TV」<http://www.ourplanet-tv.org>

佐藤卓己 1992 『大衆宣伝の神話』弘文堂。

佐藤卓己 1996 「ファシスト的公共性」『岩波講座 現代社会学 第 24 巻 民族・国家・エスニシティ』岩波書店。

「渋谷区ホームページ」

<http://www.city.shibuya.tokyo.jp/>

山本敦久 2010 「宮下公園ナイキ化計画を問う」『現代スポーツ評論』第 22 号。

安丸良夫 2004 『現代日本思想論』岩波書店。